

10年保存

機密性 1

令和2年4月1日から
令和12年3月31日まで

基補発0203第1号
令和2年2月3日

都道府県労働局
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償業務の留意点について

既に新聞等により報道されているとおり、中華人民共和国において新型コロナウイルス感染症が発生し、日本国内においても、当該地域に渡航歴のない者について、当該感染症のり患が確認されている状況にある。

このため、今後、新型コロナウイルス感染症に係る労災保険給付の請求がなされることが想定されることから、各労働局において労災保険給付の請求や相談等があった場合には、下記に留意の上、適切に対応されたい。

記

1 相談又は問い合わせ対応について

一般に、細菌、ウイルス等の病原体の感染を原因として発症した疾患に係る業務上外の判断については、個別の事案ごとに感染経路、業務又は通勤との関連性等の実情を踏まえ、業務又は通勤に起因して発症したと認められる場合には、労災保険給付の対象となる。

したがって、新型コロナウイルス感染症にり患したとして労災保険給付に関する相談又は問い合わせがあった場合には、特定の業種や業務について業務起因性がないとの予断を持って対応することがないよう、相談者等に対して労災

補償制度を懇切・丁寧に説明すること。その際、別紙の Q&A を参考とすること。

2 労災保険給付の請求について

新型コロナウイルス感染症に係る労災保険給付の請求又は相談があった場合には、直ちに補504により当課業務係あて報告するとともに、当該請求に対して、支給・不支給の決定を行う際には、事前に当課職業病認定対策室あて協議すること。

また、上記請求のうち療養（補償）給付に係る請求に対して支給・不支給の決定を行う際には、事前に当課医事係あて協議すること。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償の取扱いについて Q&A

問 海外出張中において、新型コロナウイルス感染症を発症した場合、労災保険給付の対象となるか。

(答)

海外出張中に感染症に罹患した場合は、出張行程全般にわたり事業主の支配下にあり、業務遂行性があることも勘案し、個別の事案ごとに感染経路、業務との関連性等の実情を踏まえ、業務に起因して発症したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となる。

【業務上と考えられる例】

- 新型コロナウイルス感染症が流行している地域（武漢）に出張し、商談等の業務で新型コロナウイルスの感染者等と接触、業務以外（私的行為中など）に感染源や感染機会がなく、帰国後発症

【業務外と考えられる例】

- 私的な目的で新型コロナウイルス感染症が流行している地域（武漢）に渡航滞在した場合や、私的行為中に感染者等と接触し感染したことが明らかな場合で、帰国後発症

問 国内において、新型コロナウイルス感染症を発症した場合、労災保険給付の対象となる場合があるのか。

(答)

国内において、新型コロナウイルス感染症を発症した場合についても、業務又は通勤における感染機会や感染経路が明確に特定され、感染から発症までの潜伏期間や症状等に医学的な矛盾がなく、業務以外の感染源や感染機会が認められない場合に該当するか否か等について、個別の事案ごとに業務の実情を調査の上、業務又は通勤に起因して発症したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となる。

【業務上と考えられる例】

- 接客などの対人業務において、新型コロナウイルスの感染者等と濃厚接觸し、業務以外に感染者等との接触や感染機会が認められず発症

【業務外と考えられる例】

- 業務以外の私的行為中（流行地域（武漢）に最近渡航歴がある場合も含む）に感染者と接觸したことが明らかで、業務では感染者等との接觸や感染機会が認められず発症

問 出向などにより海外法人に雇用されている日本人労働者が、現地で新型コロナウイルス感染症を発症した場合、労災保険給付の対象となるか。

(答)

海外法人など国外の事業に雇用される労働者については、海外派遣に係る特別加入している方については労働者災害補償保険法の適用を受けることとなり、国内の労働者と同様の考え方に基づき、労災保険給付の対象となり得る。

【業務上と考えられる例】

- 新型コロナウイルス感染症が流行している地域（武漢）の現地法人に勤務（海外派遣の特別加入者に限る）し、接客などの対人業務において感染者等と濃厚接触し、業務以外に感染源や感染機会がなく発症。